

十九番	宮沢	良一	君	二十番	指田	保雄	君
二十一番	森田	治男	君	二十二番	村尾	栄次	君
二十三番			君	二十四番	関	米吉	君

一 欠席議員は次のとおりである。

二十三番 田村市郎君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事事務局職員は次のとおりである。

議会議事事務局局長 井上久男君 議長 島田幸治君 臨事速記事務補佐員 川久保友子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市	長田村	匡雄	君	助	役	古谷	徳男	君
収入	役	高水	求	君	教	育	長	
企画財政部長	内田	和雄	君	総務部長	浅見	裕康	君	
市民部長	古谷	正夫	君	福祉部長	生子	国利	君	
建設部長	森田	進	君	教育次長	須崎	進	君	
監査委員	小野	光朗	君	選挙管理委員	篠崎	寛	君	
事務局局長				会事務局局長				

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十年第三回福生市議会定例会議事日程(第二日目)

開議日時 九月六日(金) 午前十時

日程第一

議案第六十九号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例

日程第二

議案第七十号 福生市保育所条例の一部を改正する条例

日程第三

議案第七十一号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第四

議案第七十二号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第五

議案第七十三号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第六

議案第七十四号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予算(第三号)

日程第七

議案第七十五号 昭和六十年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

日程第八

議案第七十六号 昭和六十年年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)

日程第九

議案第七十七号 昭和六十年年度福生市受託下水道事業会計補正予算(第一号)

日程第十

議案第七十八号 福生市立福生第六小学校講堂防音改築工事(建築) 請負

契約

日程第十一

請願第六十一―二号 失業対策事業に関する請願書

日程第十二

請願第六十一―三号 「非核・平和福生市宣言」制定に関する請願書

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十年第三回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 九月六日（金）午前十時

日程第一 議案第六十九号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例

る条例

日程第二 議案第七十号 福生市保育所条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第七十一号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第四 議案七十二号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第五 議案七十三号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

例

日野集十二 福生市市立第一中学校校舎新築工事（請負）（第二号）

日野集六 福生市市立第一中学校校舎新築工事（請負）（第一号）

日野集十一 福生市市立第一中学校校舎新築工事（請負）（第三号）

哭辞号）

日野集十八 福生市市立第一中学校校舎新築工事（請負）（第四号）

午前十時 開議

○議長（森田治男君） おはようございます。ただいまから昭和六十年第三回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長（森田治男君） この際、報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告をいたします。

（井上議会議事務局長報告）

一 請願書の受理について（別添参照）

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（森田治男君） 本日の議事運営につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後開催いたしました議会運営委員会の結果につき

まして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに請願書が二件提出されましたので、本日の日程の最後に追加して審議を願うこととし、それ以外は初日の日程の順序のとおりといたしました。

請願書の取り扱については付託表のとおりそれぞれの委員会に付託し、審査願うことといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願いして、報告といたします。

○議長(森田治男君) ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森田治男君) これより日程に入ります。

日程第一議案第六十九号 福生市学校給食センター運営審議会各条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 須崎 進君登壇)

○教育次長(須崎 進君) 御指名をいただきましたので、議案第六十九号 福生市学校給食センター運営審議会各条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

まず提案理由といたしましては、福生市立福生第七小学校にPTAが本年の五月二十九日付で設立され、市内のすべての小中学校にPTAが設立されたことに伴いまして本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、内容について御説明を申し上げます。

第三條の第二項は、当運営審議会委員の選出分野等について定めておりますが、第二号中「及び父母会会長」と削除しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本会に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりております議案第六十九号は、総務委員会に付託した
したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号は、総務

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第二議案第七十号 福生市保育所条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 王子国利君登壇)

○福祉部長(王子国利君) 御指名によりまして、議案第七十号 福生市保育
所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とこの内容について御説明

申し上げます。

すでに御承知のとおり、福生市立すみれ保育園の用地は借地でありましたが、
このたびの市買収に際し、所有者による当該地及び周辺工地の合筆等により整
理が行われ地番が変更となりましたので、これに伴いすみれ保育園の位置の表示も
変更しようとするものでございます。

内容につきましては、別表中「大字福生九五一番地」と「大字福生九四六番地」に改
める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上でございますが、慎重審議をいたしまして原案どおり御可決くだされま
すようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりております議案第七十号は、厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第七十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第三 議案第七十一号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 生田国利君登壇)

○福祉部長(生田国利君) 御指名をいただきまして、議案第七十一号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

児童育成手当は、その制度といたしまして片親の状態または父あるいは母が重度の障害がある場合の義務教育終了前の児童、また二十歳未満の

一定の障害を有する方に市の条例に基づきまして手当を支給しているものでございます。今回の児童福祉の向上の一環といたしまして、東京都児童育成手当に関する条例の一部を改正いたしましたので、これに伴い本条例の手当の月額を引き上げようとするものでございます。

内容について御説明申し上げます。

別表第二中、育成手当の月額「七、五〇〇円」と「八、〇〇〇円」に、障害手当の月額「九、五〇〇円」と「一〇、〇〇〇円」に改めようとするものであります。

附則といたしまして、施行期日は、六十一年の十月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置といたしましては、改正後の児童育成手当条例の規定は、六十一年の十月分の手当から適用いたします。同年九月以前の月額分の手当は、従前によるといふことでございます。

以上、参考までに申し上げます。現在、育成手当の支給資格者五百七十九名、障害手当は五十二名の方々がおります。

以上でございますが、慎重御審議をいただきまして原案を御決定くださいます

ようお願ひ申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十一号は、厚生委員会に付託いたしたと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第四 議案第七十二号 福生市老人福祉手当条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 王子国利君登壇)

○福祉部長(王子国利君) 議案第七十二号 福生市老人福祉手当条例の一部

を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

老人福祉手当につきましては、郡の制度といたしまして六十五歳以上で常時、寝たきりの状態が六ヶ月以上継続し、なお継続すると認められる方々に、市の条例に基づき手当を支給しているものでございますが、今回、東京郡の老人福祉手当に関する条例の一部改正によりまして、本条例の手当の月額を引き上げようとするものでございます。

内容について御説明申し上げますと、第三条の老人福祉手当の月額でございしますが、現在、「一万六千五百円」と「一万七千五百円」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、六十一年の十月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置といたしましては、改正後の老人福祉手当の規定は、六十一年の十月分の手当から適用いたします。それ以前の月額につきましては従前の例によるも

のでございます。

なお、老人福祉手当の該当者の方々は現在ハナハスでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいたしまして、原案どおり御決定くださりますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十二号は、厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第七十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(森田治男君) 日程第五 議案第七十二号 福生市重度心身障害者福祉

手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 生子国利君登壇)

○福祉部長(生子国利君) 議案第七十二号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

この制度も、都の制度といたしまして身体障害者の手帳をお持りの二級以上の方、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方、精神薄弱者中程度以上の方々に市の条例に基づきまして手当を支給しているものでございます。今回、東京都の心身障害者福祉手当条例の一部が改正され、重度心身障害者の福祉の向上の一環といたしまして本条例の手当の月額を引き上げようとするものでございます。

内容につきましては、第三条の手当の月額でございますが、「九千五百円」を「一万円」に改めようとするものでございます。

附則におきまして、施行期日は、六十一年の十月の一日から施行しようとするもので

でございます。

経過措置といたしまして、今回の改正は六十年十月分の手当から適用いたします。九月以前の月額の手当は従前の例によるものでございます。なお、該当者でございますが、身体障害者の一級の方九十四名、二級が百二十名、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方十九名、それから精薄の方でございますが、これは受入の手帳の二度の方が五名、三度の方が十四名おられます。以上、雑駁でございますが、慎重審議いただきまして原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終らせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十三号は、厚生委員会に付託いたしたいと思惟ますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第六 議案第七十四号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第七十四号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予算第三号について提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

予算書の内容に入る前に、提案理由として今回の補正予算の概要について説明申し上げます。

まず歳入でございますが、主なものを申し上げますと、市税では市民税、固定資産税等の調定増によるものと、御案内のとおり八月二十七日に交付の確定が

あった地方交付税の当初見積もり予算との差額分、それと生活保護経費の増額等に伴う福祉関連事業にわたる国、都支出金の追加等が新たに見込まれること、また昭和五十九年度決算見込みによる繰越金の追加等が主な歳入となつております。歳出につきましては、まず人件費分として全項目にわたる六月支給分の職員等の期末手当の当初予算計上の一九ヵ月分と支給実績二〇一ヵ月分との差で、職員分について三百二十八名分で一千三十九万四千円と相ひつております。そのほか民生費関係におきまして福祉関連事業の手当支給改正に伴う追加等、また生活保護扶助費の追加が見込まれること、それと公債費の繰り上げ償還実施に伴う追加等が主な歳出になつております。

それでは予算書に基きまして説明をいたします。

一ページをお開きいただきます。まず総則でございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ四億九千七百十六万四千円を追加し、歳入歳出の予算総額を百十八億三千九百三十四万四千円と定めようとするものでございます。

次に二ページをお開きいただきます。歳入について御説明申し上げます。市税でございますが、一億三千五百九十八万一千円の追加補正でございます。まず

市民税で一億二千四百二十一万円の追加は個人、法人の追加合計額で、個人については条例改正による均等割の増と、所得割において普通徴収分の分離譲渡所得、それと特別徴収分の納税義務者増及び給与所得の伸びによるそれぞれ増額合計で九千二百二十万二千円と、法人については製造業を中心とした業績向上による増収二千三百十八万八千円、合計一億二千四百三十一万円と相ひる次第でございます。

次の固定資産税二千百十八万四千円の追加補正につきましては、土地及び償却資産の調定増によるものが一千七百五十九万、それと国有資産等所在中町村交付金及び納付金で大蔵省分の交付金と国鉄及び日本電信電話株式会社の納付金合わせて三百六十八万四千円で、交付金については土地の物納、納付金については資産増によるものでございます。

次の軽自動車税につきましては百二十一万三千円の減額補正でございますが、これは廃車によるものでございます。

次の都市計画税の百八十九万円の追加補正につきましては、固定資産と同様で、土地に対する調定増でございます。